

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針案)」
に基づく基準等の検討スケジュール(目途)について

1. 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針案)」中の基準等

指針案の中で、今後検討を進める必要がある事項は、以下のとおり。

- 市民、企業等のさまざまな活動に伴う標準的な排出量の算定方法や算定結果に関する情報を始めとする、「見える化」に関する情報(指針案 3(2))
- 生活・事業活動の場面に応じてどのような排出削減の手法があるのか、それぞれの手法によってどの程度の削減が可能なのか等についての有用な情報(指針案 3(2))
- オフセットの類型ごとにどんな活動がオフセットの対象になりうるのか(バウンダリ)を示す具体的な事例(指針案 3(3))
- 対象とする活動から生じる排出量の算定方法に関する基本的かつ簡易な手法(指針案 3(3))
- オフセットに用いられるクレジットの基準(指針案 3(4))
- オフセットに用いられるクレジットの第三者機関による検証の仕組み(指針案 3(4))
- オフセットに用いられるクレジットの管理に必要な基盤整備(指針案 3(4))
- オフセットの実施に際しての透明性の確保に関する基準(指針案 3(6))
- オフセットに関する第三者機関による認定の基準(指針案 3(7))
- 特定者間完結型のオフセットに関する第三者による確認手法の事例(指針案 3(7))
- オフセットに関するラベリングのあり方(指針案 3(7))

またこれらの事項に加え、オフセットの取組に対する具体的な支援は、以下のとおり。

- オフセットに関するプラットフォームの創設
- オフセット事業モデルの公募・表彰

2. 1の各事項に関する今後の検討のスケジュールの目途

(2008年4月を目途として実施)

- ・ オフセットに関するプラットフォームの創設(情報交換、マッチング、オフセットの取組に関する相談・支援、指針案にある検討事項に関する意見交換等)
- ・ オフセット事業モデルの公募

(2008年5月を目途として順次策定・提供)

- ・ 「見える化」に関する情報、 排出削減手法に関する情報、 排出量算定方法のうち提供可能なもの
- ・ バウンダリの事例提供

(2008年9月を目途として策定)

- ・ 透明性の確保に関する基準、 第三者機関によるオフセットの認定基準、 特定者間完結型のオフセットに関する第三者による確認手法の事例、 オフセットに関するラベリングのあり方

(2008年11月を目途として策定)

- ・ オフセットに用いられるクレジットの基準、 第三者機関によるクレジットの検証の仕組み、 クレジットの管理に必要な基盤整備